

# 入札説明書

## (最低価格落札方式)

件名 新潟航空基地庁舎ほか3箇所で使用する電気の調達(高圧)

### 項目及び構成

1. 契約担当官等
2. 調達内容
3. 競争参加資格
4. 入札参加申込手続
5. 入札書の提出場所等
6. その他

別紙1 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

別紙1-2 適合証明書

別紙2 特定電源割当計画書

様式-1 紙入札方式参加願様式

様式-2 確認書様式(電子入札参加申込み用)

別冊 仕様書

別冊 契約書(案)

## 入札説明書

第九管区海上保安本部の特定調達契約に係わる入札公告（令和7年10月24日付）に基づく入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、政府調達に関する協定及びこれに基づく政令等に定めるものほか、この入札説明書によるものとする。

### 1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

第九管区海上保安本部長 古川 大輔

### 2. 調達内容

(1) 品目分類番号 26

(2) 契約件名 新潟航空基地庁舎ほか3箇所で使用する電気の調達（高圧）

(3) 供給場所及び  
予定数量 ①新潟航空基地 174,900KWh (契約電力 59kW)  
②新潟港西区中央埠頭H岸壁 345,300KWh (契約電力 126kW)  
③新潟港西区中央埠頭J岸壁 459,900KWh (契約電力 183kW)  
④新潟港西区南埠頭K岸壁 256,500KWh (契約電力 119kW)

(4) 調達案件の仕様等 仕様書による

(5) 供給期間 令和8年4月1日午前0時から  
令和9年3月31日午後12時まで

(6) 入札説明会 なし

(7) 入札方法

① 落札者の決定は、最低価格落札方式で行うので、入札金額は、入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価、月額）及び使用電力量に対する単価（kWh単価、月額）を根拠（小数点以下を含むことができる。）とし、当本部が提示する予定契約電力及び予定使用電力量の総価を入札金額とすること。なお、入札金額においては、力率100%とし燃料費調整は考慮しないものとする。

② 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

③ 入札者は、入札説明書、契約書案等を熟覧のうえ入札しなければならない。

この場合において入札説明書、契約書案等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。

(8) 入札保証金及び契約保証金 免除

### 3. 競争参加資格

(1) 次の者は、競争に参加する資格を有さない。

- ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当する者で、以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
  - (ア) 契約の履行に当たり故意に履行の内容を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし指名停止期間中にある者は除く。）

なお、競争参加資格を有しない入札者は速やかに資格審査申請を行う必要がある。競争参加資格審査に関する問い合わせ先は、次のとおり。

〒950-8543 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1

第九管区海上保安本部総務部経理課入札審査係 米澤 知哉 又は 加藤 悠真

TEL 025-285-0118 内線2223・2224

(3) 電気事業法第2条第2項の規定に基づき小売電気事業者としての登録を受けている者であること。

(4) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、別紙1に掲げる入札適合条件を満たす者であること。

### 4. 入札参加申込手続

(1) 申込方法

この入札に参加しようとする者は、次の書類（証明書等）を提出期限（令和7年11月25日16時00分）までに提出すること。

- ① 入札参加申込書
  - (ア) 確認書（電子調達システムにより入札を行う者）
  - (イ) 紙入札方式参加願（紙入札方式により入札を行う者）
- ② 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）決定通知書の写し
- ③ 電気事業法第2条の2の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けていることを

証明出来る書類。

- ④ 適合証明書
- ⑤ 特定電源割当計画書
- ⑥ 本調達案件に対応する自社の電気需給約款

(2) 電子調達システムによる証明書等の送信方法

証明書等の作成に使用するアプリケーションソフトは次のいずれかを標準として指定する。保存するファイルの形式は発注者の使用するアプリケーションソフトで表示可能な形式を指定するものとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	一太郎	Ver2011形式以下のもの
2	Microsoft Word	Word2010形式以下のもの
3	Microsoft Excel	Excel2010形式以下のもの
4	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル (JPEG形式及びGIF形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

(3) ファイル圧縮方法の指定

ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とする。（自己解凍方式は不可）

(4) ファイル容量が大きく電子調達システムにより証明書等を送信できない場合

送信しようとするファイルの容量が電子調達システムの制限を超える（10MBを超えるファイル容量）場合は、電子調達システムによる入札参加申し込みに必要な「確認書」及び「競争参加資格決定通知書（写）」のみを、1つのファイルとして（例えばPDF形式のファイル）まとめたものを、電子調達システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接3の（2）の担当者に手渡すこと。

直接手渡すことが出来ない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による提出をすることが出来る。この場合、事前に3の（2）にその旨を連絡すること。

なお、参加資格確認後は、入札参加申込者に対して電子調達システムにより通知又は確認通知書を送付する。

## 5. 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

ヘルプデスク TEL 0570-014-889

(2) 入札書等の提出場所及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒950-8543 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1

第九管区海上保安本部総務部経理課入札審査係 米澤 知哉 又は 加藤 悠真

TEL 025-285-0118 内線2223・2224

仕様書に関する問い合わせ先

〒950-8543 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1

第九管区海上保安本部総務部補給課 脇田 大和

TEL 025-285-0118 内線2257

(3) 証明書等の受領期限

令和7年11月25日 16時00分

(4) 入札書の受領期限

令和7年12月18日 16時00分

(5) 入札書の提出方法

① 電子調達システムによる場合

(ア) 入札書等の様式は、電子調達システムによるものとする。

(イ) 入札等の記載事項

- a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。
- b 入札者等は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
- c 入札書等は、電子調達システムの入力画面上において作成するものとする。

(電子認証書を取得している者であること。)

ただし、電子調達システムで作成したデータの容量が基準を超え送信できず、紙により提出する場合は、入札書等に入札書等を提出する日又は郵送する日付け、入札者等の住所及び氏名を記載し、押印（法人にあっては、所在地、法人名及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印。外国人にあっては署名をもって押印に代えることができる。）しなければならない。

- d その他必要な事項を記載するものとする。

(ウ) 入札書等の提出

- a 入札書等は、電子調達システムにより、当該入札等日時又は入札公告又は公示した期限までに到達するように提出しなければならない。

ただし、紙により提出する場合は、原則として直接提出するものとし、やむを得ない場合は、支出負担行為担当官等あて郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の伝達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「一般信書便事業者等」という。）の提供する同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務のうち、書留郵便に準ずるものとして一般信書便事業者等において当該信書物（同法第2条第3項に規定する信書便物をいう。）の引き受け及び配達記録をした信書便。）にすることができる。

- b 入札書を紙により提出する場合は、②による。

- c 入札等で利用することができる電子証明書は、競争参加資格認定通知書に記載されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について年間委任により委任をうけた者の電子証明書に限る。

ただし、紙により入札書等を行う場合にあっては、入札者等から委任を受けた代理人が入札等を行う場合は委任状及び印鑑証明書を入札等に先立って提出するとともに（当

該委任に係る委任者及び受任者が同じであり、かつ委任事項に変更がない限り、あらかじめ入札等に関する委任状及び印鑑証明書を提出することにより、当該年度に限り、委任状をその都度提出することを省略することができる。この場合において、特定の入札等に関するのみこれと異なる代理人を選任して委任することは認めない。）入札書等に委任者の法人名及び代表者名を記載し受任者の住所、氏名（法人にあっては、所在地、法人名及び代表者名）を記載し、押印しなければならない。

② 紙による入札の場合

（ア）入札等の記載事項

- a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。
- b 入札者等は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
- c 入札書等に記載する日付は、入札書等を提出する日又は郵送の日とする。
- d 入札書等には、入札者等の住所及び氏名を記載し、押印（法人にあっては、所在地、法人名及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印）しなければならない。ただし、外国人にあっては署名をもって押印に代えることができる。
- e その他必要な事項を記載するものとする。

（イ）入札書等の提出

- a 入札書等は、原則として直接提出するものとし、やむを得ない場合は、支出負担行為担当官等あて郵送（一般信書便事業者等の提供する信書便の役務のうち、書留郵便に準ずるものとして一般信書便事業者等において当該信書物（同法第2条第3項に規定する信書便物をいう。）の引き受け及び配達記録をした信書便。）にすることができる。
- b 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒に法人名等（代理人を含む。）及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」を朱書するものとする。

また、郵送する場合においては、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を、中封筒に法人名等（代理人を含む。）及び「契約件名、開札年月日」をそれぞれ朱書するものとし、当該入札等日時又は入札公告又は公示した期限までに到達するように提出しなければならない。

- c 入札者等から委任を受けた代理人が入札等を行う場合は委任状及び印鑑証明書を入札等に先立って提出するとともに（当該委任に係る委任者及び受任者が同じであり、かつ委任事項に変更がない限り、あらかじめ入札等に関する委任状及び印鑑証明書を提出することにより、当該年度に限り、委任状をその都度提出することを省略することができる。この場合において、特定の入札等に関するのみこれと異なる代理人を選任して委任することは認めない。）入札書等に委任者の法人名及び代表者名を記載し、押印しなければならない。

（6）入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。

- （ア）委任状が提出されていない代理人のした入札
- （イ）所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
- （ウ）記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札（電子調達システムによる場合は、電子認証書を取得していない者のした入札）
- （エ）金額を訂正した入札

- (オ) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
- (カ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るため連合した者の入札
- (キ) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (ク) 入札時点において、第九管区海上保安本部長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札
- (ケ) 資格審査関係資料等を支出負担行為担当官が行う審査の結果、不適格とされた者のした入札

② 電子入札参加者は、電子証明書を不正使用等してはならない。不正使用等した場合には当該電子入札参加者の入札への参加を認めないことがある。

(7) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めことがある。

(8) 開札の日時及び場所

令和7年12月19日 10時30分  
〒950-8543 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1  
新潟美咲合同庁舎2号館 第九管区海上保安本部 7階 入札室

(9) 開札

① 電子調達システムによる場合

(ア) 開札及び開披（以下「開札等」という。）は、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

なお、紙による入札書等の提出があった場合には、原則として入札者等又は、その代理人が出席して行うものとする。

(イ) 開札等をした場合において、入札等金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札等がないときは、支出負担行為担当官等指定する日時に再度入札等を行う。

② 紙による場合

(ア) 開札等は、原則として、入札者等又はその代理人が出席して行うものとする。

この場合において、入札者等が立ち会わないとときは、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(イ) 開札等をした場合において、入札等金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札等がないときは、再度入札等を行う。

この場合において、入札者等及びその代理人のすべてが立会いしているときは、原則として引続き入札等を行う。

ただし、郵送による入札を行った者がある場合及び支出負担行為担当官等がやむを得ないと認めた場合には、支出負担行為担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

③ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。

④ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

⑤ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情

があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

## 6. その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

入札者等は、入札公告、説明会等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間ににおいて、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(3) 落札者の決定方法　　最低価格落札方式とする。

① 本入札説明書に従い書類・資料を提出したうえで、入札書を提出した入札者であって、この説明書に明記された競争参加資格を満たすことの出来ること及びその他の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、くじにより落札者を決定することとし、以下のとおり行うこととする。

(ア) 電子入札事業者のみの場合

電子入札事業者が入力した電子くじ番号をもとに電子くじを実施のうえ、落札者を決定する。

(イ) 電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合

電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号をもとに電子くじを実施のうえ、落札者を決定する。

(ウ) 紙入札事業者のみの場合

その場で紙くじを実施のうえ落札者を決定する。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

③ 本契約は令和8年度予算成立を前提とし、落札決定の通知及び契約の締結は、令和8年4月1日以降とする。

(4) 契約書の作成

① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、電気需給約款の内容をふまえ遅滞なく契約書を作成取り交わすものとする。

② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ本契約は確定しないものとする。

(5) 支払条件　　毎月払い（支払方法は、金融機関への振込みを条件とする。）

#### (6) 競争参加資格の確認のための書類

- ① 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 契約担当官等は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に無断で使用することはない。
- ③ 一旦受理した書類は、返却しない。
- ④ 一旦受理した書類の差し替え及び再提出は認めない。

#### (7) 異議の申立

入札者は、入札後、この入札説明書、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

#### (8) 談合等不正行為があった場合の違約金等

- ① 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
  - 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）
  - 二 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- ② 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

#### (9) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る 関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1. 条件

## (1) 令和5年度における

① 1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数

②未利用エネルギー活用状況

③再生可能エネルギーの導入状況

④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

要素	区分	配点
① 令和5年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数適用) (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.520未満	40
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況	7.50%上	20
	5.00%上 8.00%未満	15
	2.50%超 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る。)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

## 2. 添付書類等

- ・入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること

### 3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めことがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

《二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況の3要素は、同じ年度の実績値を使うものとする。》

(表) 別紙1の「各用語の定義」

用語	定義
① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「令和5年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。令和5年度の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの）</p> <p>1. 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。</p> <p>2. 温対法に基づき令和5年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和5年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。</p>
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和5年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和5年度の供給電力量(需要端) (kWh) で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)} \\ \text{令和5年度の未利用エネルギーの活用状況(%)} = \frac{\text{令和5年度の供給電力量(需要端)}}{\text{令和5年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した後に揚げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネ</p>

	<p>ルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3. 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 令和5年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③ 令和5年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和5年度の供給電力量に占める令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）を 令和5年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。</p> <p>（算定方式）</p> $\text{令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)} \\ \text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = } \frac{\text{令和5年度の供給電力量(需要端)}}{\text{令和5年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。</p> <p>① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端（kWh））</p> <p>② グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）</p> <p>③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）</p> <p>④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量（kWh）</p> <p>2. 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。</p>

④ 省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組地域における再エネの創出・利用の取組	<p>需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること</li> <li>・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること</li> <li>・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること</li> <li>・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること</li> </ul> <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>
---	---

※ この表の定義は、別紙1及び別紙1-2にのみ適用する。

## 適合証明書

令和 年 月 日

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

## 1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ( )	

## 2 令和5年度の状況

	項目	自社の基準値	点数
①	令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)		
②	令和5年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和5年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	取組の有無	点数
④	省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組		
①～④の合計点数			

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、別紙1により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は事業開始日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

令和 年 月 日

## 特 定 電 源 割 当 計 画 書

支出負担行為担当官  
第九管区海上保安本部長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

令和8年度に以下の通り第九管区海上保安本部に電力を供給することを計画する。  
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、第九管区海上保安本部に移転する計画である。

1 需要施設名等  
需要施設名  
需要施設住所  
契約電力

※需給場所毎に作成のこと

## 2 供給期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

## 3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

①

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh) 【A】													
供給電力量 (kWh) 【B】													
再エネ比率 (%) 【A/B】													

※需給場所毎に作成のこと

## 4 再生可能エネルギー由来電力量の内訳

## 1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kW h)
○○発電所	○○県○○市○○	水力	○○
合計 (kW h)			

## 2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
○○発電所	○○県○○市○○	太陽光	○○
合計 (kW h)			
総計 (Kw h)			

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

(案)

令和 8 年度

契第 あ-1 号

電 力 供 紿 契 約 書



# 電力供給契約書

支出負担行為担当官 第九管区海上保安本部長 古川 大輔(以下「甲」という。)と●●株式会社 代表取締役 ●● ●●(以下「乙」という。)とは、「新潟航空基地庁舎ほか3箇所で使用する電気の調達(高圧)」について、次の条項により契約を締結する。

## (総則)

第1条 乙は、別添仕様書に基づき、新潟航空基地庁舎ほか3箇所で使用する電力需要に応じて供給し、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

## (需要場所及び契約期間)

第2条 乙が電気を供給する場所及び期間は、次のとおりとする  
供給場所

- (1) 新潟県新潟市東区松浜町 新潟空港内  
新潟航空基地
- (2) 新潟県新潟市中央区竜ヶ島1丁目6  
新潟港西区中央埠頭H岸壁(巡視船えちご)
- (3) 新潟県新潟市中央区竜ヶ島1丁目6  
新潟港西区中央埠頭J岸壁(巡視船ひだ)
- (4) 新潟県新潟市中央区竜ヶ島1丁目4  
新潟港西区南埠頭K岸壁(巡視船さど)

## 供給期間

令和8年4月1日午前0時から令和9年3月31日午後12時まで

## (契約金額)

第3条 契約金額は次のとおりとし、消費税額及び地方消費税相当額を含むものとする。

(1) 新潟航空基地	基本料金単価	●.●●円/kW・月
	電力量料金単価	●.●●円/kWh
	ピーク時間	●.●●円/kWh
	夏季昼間	●.●●円/kWh
	その他の季節	●.●●円/kWh
	夜間時間	●.●●円/kWh

- (2) 新潟港西区中央埠頭H岸壁(巡視船えちご)

新潟港西区中央埠頭H岸壁（巡視船えちご）	●.●●円/kW・月
新潟港西区中央埠頭J岸壁（巡視船ひだ）	●.●●円/kWh
新潟港西区南埠頭K岸壁（巡視船さど）	●.●●円/kWh
基本料金単価	●.●●円/kWh
電力量料金単価	●.●●円/kWh
ピーク時間	●.●●円/kWh
夏季昼間	●.●●円/kWh
その他の季節	●.●●円/kWh
夜間時間	●.●●円/kWh

- 2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第27条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額とする。
- 3 乙の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、甲及び乙が協議のうえ、変更後の電力契約標準約款に基づき価格を改定できる。

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

(使用電力量の増減)

第6条 甲の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力の変更)

第7条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、契約電力が500キロワット以上となる場合は、甲と乙とが協議の上決定するものとする。

- 2 契約電力が500キロワット以上の契約において、甲が前項の規定によらず契約電力を超過した場合は、契約超過金の支払いについて甲及び乙が協議を行い、契約超過金の支払いが適当であると認められたときは、甲は当該協議において、決定された金額を超過金として乙に支払うものとする。

(計量及び検査)

第8条 乙は原則として毎月末日の24時（以下「計量日」という。）に使用電力量を算定し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

（料金の算定）

第9条 料金の算定は1月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいう。）ごとに、その使用電力量等により行う。

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金）

第10条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

（料金の請求及び支払）

第11条 乙は、第9条に定めた検査終了後、当該月における使用電力量に第4条第1項に定める契約金額（従量料金単価）を乗じて得た額（ただし、燃料費調整を行う場合は、燃料費調整額を加えた額又は差引きした額とする。）と契約電力に第3条第1項で定める契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額を合計した額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。）に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を加算した金額を需要施設ごとに算定し、需要施設ごとの明細と併せて1月ごとに甲に請求するものとする。

- 2 甲は、第1項の支払の請求があったときは、請求書受領後30日以内に乙に支払わなければならない。
- 3 前項の期間内に甲の支払がない場合は、期間満了の日の翌日から支払する日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

（秘密の保持）

第12条 甲及び乙は、この契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

なお、乙は、本契約終了後においてもこの責任を負うものとする。

- 2 乙は、乙の従業員が業務により知り得た事項の漏洩防止措置を講じるものとする。

(事情変更)

第13条 甲及び乙は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となつたと認められる場合には、甲乙協議のうえ、本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ書面により定めるものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、下記各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が正当な事由により解約を申し出たとき。

(3) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正行為があったとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約条項に違反したとき。

(5) この契約の履行について、乙又はその代理人若しくは使用人等が不正の行為をしたとき又はこれらの者が甲の行う検査若しくは監督を妨げ、又は妨げようとしたとき。

(6) 乙が破産の宣告を受け、又は無能力者となり、若しくは居所不明となつたとき。

2 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
- (7) 乙が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合(第六号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかつたとき。

(違約金)

第15条 前条第1項により甲がこの契約を解除した場合(ただし、同条同項第6号の場合を除く。また、同条同項第1号または第2号の場合については乙の責めに帰すべき事由による場合に限る。)、前条第2項により甲がこの契約を解除した場合、その他乙の責めに帰すべき事由により、本契約が解除された場合は、乙は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に契約金額(電力量料金単価)を乗じて得た金額と契約電力に契約金額(基本料金単価)を乗じて得た金額の合計金額から消費税及び地方消費税の額を減算した金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第16条 甲は、契約の解除(第14条第1項第2号による場合を除く。)及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第17条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額(この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者

に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 乙が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約外の事項)

第18条 この契約に定めない事項又はこの契約の履行について、疑義又は紛議を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通保有する。

令和8年4月1日

住 所 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目2番1号  
甲 支出負担行為担当官  
氏 名 第九管区海上保安本部長 古川 大輔

住 所 ○○○○  
●●○  
乙 氏 名 ○○○○株式会社  
代表取締役 ○○○○